



SuMi TRUST 年金ニュース

(平成29年3月30日)



三井住友信託銀行 年金信託部

【退職給付会計】

実務対応報告「債券の利回りがマイナスとなる場合の退職給付債務等の計算における割引率に関する当面の取扱い」の公表

平成29年3月29日、企業会計基準委員会（ASBJ）より実務対応報告第34号「債券の利回りがマイナスとなる場合の退職給付債務等の計算における割引率に関する当面の取扱い」が公表されました。

(※) https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/documents/docs/discount2017/

I. 内容

➤ 目的

退職給付債務等の計算において、割引率の基礎とする安全性の高い債券の支払見込期間における利回りがマイナスとなる場合の割引率に関する当面の取扱いを示すことを目的とする。

➤ 会計処理

退職給付債務等の計算において、割引率の基礎とする安全性の高い債券の支払見込期間における利回りが期末においてマイナスとなる場合、利回りの下限としてゼロを利用する方法とマイナスの利回りをそのまま利用する方法のいずれかの方法による。

➤ 適用時期

平成29年3月31日に終了する事業年度から平成30年3月30日に終了する事業年度まで適用する。

なお、平成30年3月31日以後に終了する事業年度の取扱いに関しては、利回りの下限としてゼロを利用する方法とマイナスの利回りをそのまま利用する方法のいずれかの方法によることを定めたガイダンスの公表に向けて、引き続き検討を行う。当該検討の進捗状況によっては、本実務対応報告における取扱いを平成30年3月31日以後に終了する事業年度も継続することを検討する。

Ⅱ. 経緯

A S B Jは、国債等の利回りでマイナスが見受けられる状況に関連して、平成28年3月に開催された第331回企業会計基準委員会において、退職給付債務の計算における割引率に関して議論を行い、当該議論の内容を周知するため、同月に議事概要を公表しました（[平成28年3月9日付SuMiTRUST年金ニュースにてご案内](#)）。

また、A S B Jは、平成28年7月に開催された第340回企業会計基準委員会において、基準諮問会議より、マイナス金利に係る種々の会計上の論点への対応について、必要に応じて適時に対応を図ることの依頼を受けました。

これらを踏まえ、A S B Jは必要と考えられる当面の取扱いを明らかにすることを目的として審議を行い、平成29年1月に公開草案「債券の利回りがマイナスとなる場合の退職給付債務等の計算における割引率に関する当面の取扱い（案）」を公表しました（[平成29年1月27日付SuMiTRUST年金ニュースにてご案内](#)）。

今般公表された実務対応報告は、公開草案に対して寄せられた意見を踏まえて検討を行い、公開草案の内容を一部修正した上で公表されたものです。

(参考)

- ・公開草案に対して寄せられたコメント

https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/documents/exposure_draft/comments/discountrate2017.shtml

本資料の内容に関して疑問に思われる点、ご不明な点等がございましたら、弊社営業担当店部等にご照会下さいますようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいますようお願い申し上げます。 【担当部署】三井住友信託銀行株式会社 年金信託部 【電話番号】03-6256-3595